

# 月刊 登記情報

2013年11月号  
53巻/11号

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート



## 大規模災害と地図

小宮山秀史

## 会長就任特別論考

土地家屋調査士の筆界情報の蓄積と活用を  
—リユース、リサイクルと日々の情報集積で地図を作ろう— 林 千年

## 組織内司法書士の現状と課題

～日本組織内司法書士協会の設立にあたって～ 堀江泰夫

新連載 合同会社の登記Q&A (1) 神崎満治郎

新連載 抵当権の実務Q&A (1) 青山 修

〔ダイジェスト版〕商業登記法コンメンタール(10・完) 北詰健太郎

## 登記実務からの考察

〔商業・法人登記〕兼任禁止違反と登記の抹消 酒井恒雄

## 司法書士入門～いまさら聞けない登記実務～

第11回 株主総会を開催します 初瀬智彦/小口文隆/浦田 融

## 〔第15回・完〕実践コンプライアンス入門講座

～コンプライアンス経営とは何か 大塚和成

## 供託ねっと—実務から学ぶ供託—(第37回)

競合する差押えが取り下げられた場合の供託手続について 住羽地浩史

坂道をゆく〔第11回〕鮫河橋坂 小林昭彦

最近の土地境界確定判決を散策する(第25回) 山口智啓

逐条解説不動産登記事務取扱手続準則(26) 藤本悠介

## 成年後見人ノート

## 商業登記掲示板

## 泣き笑い千例集

## 判決速報

- 1 司法書士が総額140万円を超える債務について債務者を代理して債権者と利息債権の放棄を含む債務弁済契約を成立させたことが仮に弁護士法72条に違反するとしても、司法書士に不法行為の要件としての故意・過失を認めることはできないとされた事例
- 2 司法書士が総額140万円を超える債務について債務者を代理して債権者と利息債権の放棄を含む債務弁済契約を成立させたことが仮に弁護士法72条に違反するとしても、債権者が利息債権の放棄により利息の支払を受けられなくなったこととの間に相当因果関係を認めることができるとされた事例
- 3 司法書士が総額140万円を超える債務について債務者を代理して債権者と利息債権の放棄を含む債務弁済契約を成立させたことが弁護士法72条に違反するとして、債権者が司法書士に対し損害賠償請求訴訟を提起しても、不法行為に当たらないとされた事例(広島高判平24・9・28)

## 実務の現場から

### 100%減資

某日、取引先である税理士事務所から一本の電話が入った。「先生、100%減資を3週間で登記まで終わらせることはできないでしょうか？」

反射的に導かれた答えは「できない」であるが、まずはお話を伺わねばと担当者を訪ねたところ、経営不振に陥った知人の会社が債権者から次のような条件を提示され、現状ではこれを受け入れざるを得ないとのことであった。

- ① 社長を含む現在の株主全員が、今日までの経営責任をとる趣旨の下保有する株式をいったん全部手放すこと。
- ② 社長及び当社（債権者）が指定する者から出資を仰ぎ、株主を社長と新出資者の2名とした上で会社の再建を図られたし。
- ③ ついては、これらの手続を、登記を含め今月内（残り3週間）に完了させること。

資本金の額の減少手続が想定される事案ではあるが、官報公告の掲載申込みから掲載日を待つまでの間に3週間が過ぎてしまう。担当者から更に詳しく話を聞くと、株主の全員が株式を無償譲渡することに同意しているとのことで、最終貸借対照表を確認すると自己株式は保有しておらず、純

資産の部には資本金及び資本金の額をはるかに超える繰越損失が計上されているのみであった。念のため確認すると、株式の価値はやはり無いとのこと。

検討の結果答えは「できる」に変わった。

- ① 株主総会で募集事項の決定の委任決議を行う。
- ② 株主全員が発行会社に対し、保有株式全部を無償で譲渡する。
- ③ 取締役会において募集事項の決定並びに社長及び新出資者との間での募集株式総数引受契約締結の承認決議をそれぞれ行う。
- ④ 出資後に発行会社に残った自己株式はすべて消却する。

なお、増資の際、社長の出資相当分へは自己株式を処分し（果たして社長の出資額は現在の資本金の額と同額であった）、新出資者へは新株式を発行・その全額を資本金の額として計上した。

すべての手続が約2週間で完了した。債権者保護手続が不要だったので、異議申出のリスクもなかった。会社法下における「いわゆる100%減資・大政奉還型」と命名した。

（司法書士 森田良彦）

くお願いいたします。（友



### 編集後記

◎好評連載「ダイジェスト版商業登記法コンメンタール」は本号で最終回となります。今回で予定されておりました。ご期待を。（勝）

◎毎年恒例となりましたが10月12・13日に旭川で行われました第42回全青司旭川全国研修会に編集部も参加させて頂いた頂きました。遠方にも関わらず当日は500名近いご参加者もあり、熱気に満ちた研修会でした。弊誌でもお馴染みの先生方や普段直接お会いできない地方の先生方ともご挨拶することができ、有意義な2日間となりました。お世話になりました関係各位の方々ありがとうございました。

## 月刊 登記情報

第53巻11号（通巻624号）平成25年11月1日発行（毎月1日発行）

■編集人／徳升勝彦 k.tokumasu@kinzai.or.jp ■発行人／倉田 勲 ■発行所／一般社団法人金融財政事情研究会◎  
佐藤友紀 y.sato@kinzai.or.jp

■編集／登記情報編集部 Tel.03-3355-1713（直） Fax.03-3355-3763 touki@kinzai.or.jp  
■住所／東京都新宿区南元町19番地 〒160-8519

■販売／株式会社きんざい ■本社 東京都新宿区南元町19 〒160-8520  
申込先 Tel.03-3358-0019（直） Web http://www.kinzai.or.jp/  
■大阪支社 大阪市中央区北浜4-8-4 住友ビル第4号館 〒541-0041 Tel.06-6222-5291  
■名古屋支社 名古屋市中区錦1-17-13 名興ビル 〒460-0003 Tel.052-211-1661  
■福岡支社 福岡市中央区天神2-14-2 福岡証券ビル 〒810-0001 Tel.092-761-1511

■印刷所／文唱堂印刷株式会社 Printed in Japan